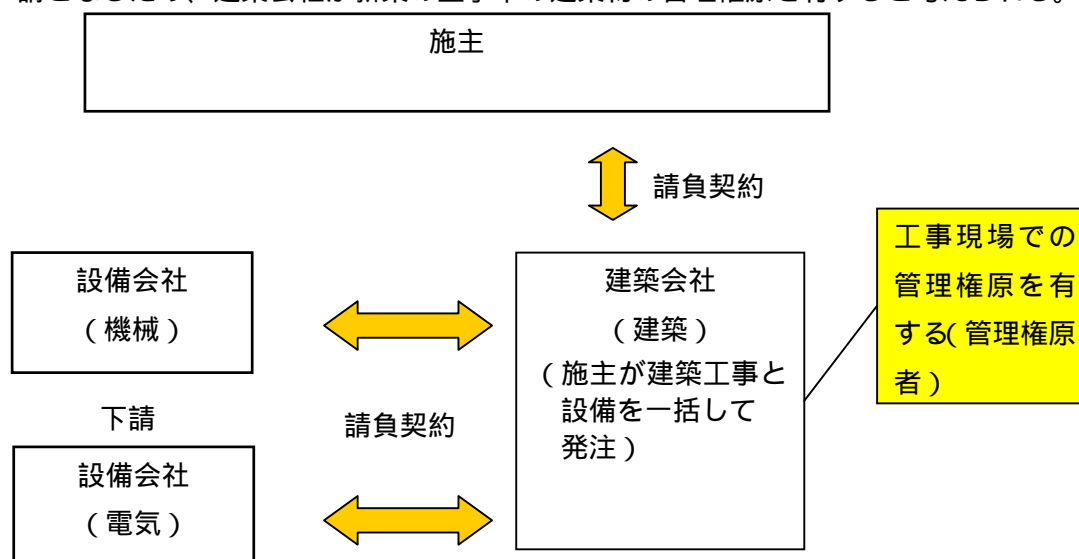


新築の工事中の建築物に係る管理権原の発生区分について（管理権原者関係）

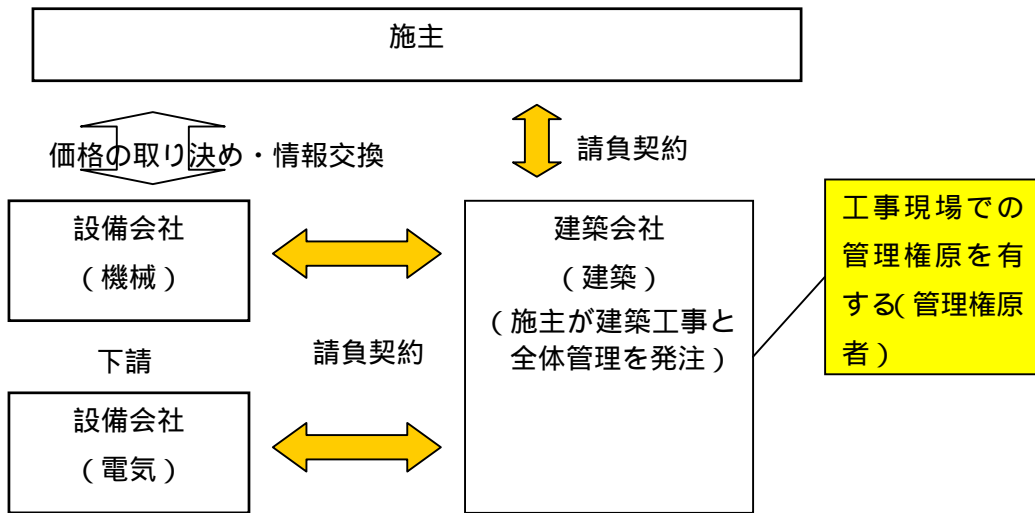
1 一括発注方式

施主が、建築と設備を一括して建築会社に発注する方式で、設備会社は建築会社の下請となるため、建築会社が新築の工事中の建築物の管理権原を有すると考えられる。



2 コストオン方式

施主は、建築会社と設備会社を選定し、それぞれの工事費をとりまとめた上で、建築会社に設備工事の現場管理のための経費を加えた金額で発注を行う。設備会社は、建築会社の下請となるため、建築会社が新築工事中の建築物の管理権原を有すると考えられる



3 分離発注方式

施主が、建築と電気設備、機械設備を別々に発注するため、建築会社、設備会社それぞれが新築の工事中の建築物の管理権原を有すると考えられる(管理について権原が分かれているもの)。

